

ビジネスプロパティ(企業財産総合保険) 修理付帯費用補償特約

改 定 前	改 定 後
【DR】修理付帯費用補償特約 第1条(保険金を支払う場合) 当社は、次の①に規定する事故により保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象に損害が生じ、その保険の対象の復旧にあたり②に掲げる費用が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます。)に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。 ① 企業財産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1章財産補償条項第2条(保険金を支払う場合)またはこれに以下のいずれかの特約が付帯された場合の各特約に規定する事故 (注1) ア. 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(20万円フランチャイズ払)(財産補償条項用) イ. 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(実損払)(財産補償条項用) ウ. 水災危険補償特約(浸水条件無・実損払)(財産補償条項用) エ. 水災危険補償特約(浸水条件有・実損払)(財産補償条項用) オ. 盗難・水濡れ等危険補償特約 (注2) カ. 破損・汚損等危険補償特約 キ. 電氣的・機械的事故補償特約(包括型) ク. 電氣的・機械的事故補償特約(限定型) ケ. 商品・製品等盗難危険補償特約 コ. 商品・製品等輸送危険補償特約 (注1) 以下のいずれかの特約が付帯された場合の各特約に規定する事故 オ. からク. の特約については、各特約第1章財産補償条項に規定する事故をいいます。 (注2) 盗難・水濡れ等危険補償特約 同特約第1章財産補償条項第2条(保険金を支払う場合)⑤の事故を除きます。 ② 次のいずれかに該当する費用 (注1) ア. 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用 (注2) イ. 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間 (注3) を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ. 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 エ. 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 オ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用 (注4)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。 カ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用 (注5) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用 キ. 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用	【DR】修理付帯費用補償特約 【保険始期が2026年1月1日以降の契約に生じた事故に適用】 第1条(保険金を支払う場合) 当社は、次の①に規定する事故により保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象に損害が生じ、その保険の対象の復旧にあたり②に掲げる費用が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます。)に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。<u>ただし、保険証券 (注1) 記載の物件別が住宅物件の場合は、特殊包括契約に関する特約が付帯されている保険契約を除き、修理付帯費用保険金を支払いません。</u> ① 企業財産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1章財産補償条項第2条(保険金を支払う場合)またはこれに以下のいずれかの特約が付帯された場合の各特約に規定する事故 (注2) ア. 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(20万円フランチャイズ払)(財産補償条項用) イ. 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(実損払)(財産補償条項用) ウ. 水災危険補償特約(浸水条件無・実損払)(財産補償条項用) エ. 水災危険補償特約(浸水条件有・実損払)(財産補償条項用) オ. 盗難・水濡れ等危険補償特約 (注3) カ. 破損・汚損等危険補償特約 キ. 電氣的・機械的事故補償特約(包括型) ク. 電氣的・機械的事故補償特約(限定型) ケ. 商品・製品等盗難危険補償特約 コ. 商品・製品等輸送危険補償特約 (注1) 保険証券 <u>保険契約明細書を含みます。</u> (注2) 以下のいずれかの特約が付帯された場合の各特約に規定する事故 オ. からク. までの特約については、各特約第1章財産補償条項に規定する事故をいいます。 (注3) 盗難・水濡れ等危険補償特約 同特約第1章財産補償条項第2条(保険金を支払う場合)⑤の事故を除きます。 ② 次のいずれかに該当する費用 ア. 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用 (注1) イ. 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間 (注2) を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ. 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 エ. 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 オ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用 (注3)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。 カ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用 (注4) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用 キ. 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

改 定 前		改 定 後	
<u>(注1) 次のいずれかに該当する費用</u> <u>居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。</u> <u>(注2) 調査費用</u> 被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下イ. において同様とします。 <u>(注3) 復旧完了までの期間</u> 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下 <u>(注4)</u> において「復旧期間」といいます。 <u>(注4) 賃借費用</u> 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下オ. およびカ. において同様とします。 <u>(注5) 仮設物の設置費用</u> 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。		<u>(注1) 調査費用</u> 被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下イ. において同様とします。 <u>(注2) 復旧完了までの期間</u> 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下 <u>(注3)</u> において「復旧期間」といいます。 <u>(注3) 賃借費用</u> 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下オ. およびカ. において同様とします。 <u>(注4) 仮設物の設置費用</u> 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。	
		【保険始期が2025年12月31日以前の契約に生じた2026年1月1日以降の事故に適用】 第1条（保険金を支払う場合） 当会社は、次の①に規定する事故により保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象に損害が生じ、その保険の対象の復旧にあたり②に掲げる費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。<u>ただし、保険証券^(注1)記載の物件別が住宅物件の場合^(注2)は、修理付帯費用保険金を支払いません。</u> ① 企業財産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財産補償条項第2条（保険金を支払う場合）またはこれに以下のいずれかの特約が付帯された場合の各特約に規定する事故 <u>(注3)</u> ア. 風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（20万円フランチャイズ払）（財産補償条項用） イ. 風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（実損払）（財産補償条項用） ウ. 水災危険補償特約（浸水条件無・実損払）（財産補償条項用） エ. 水災危険補償特約（浸水条件有・実損払）（財産補償条項用） オ. 盗難・水濡れ等危険補償特約 <u>(注4)</u> カ. 破損・汚損等危険補償特約 キ. 電氣的・機械的事故補償特約（包括型） ク. 電氣的・機械的事故補償特約（限定型） ケ. 商品・製品等盗難危険補償特約 コ. 商品・製品等輸送危険補償特約 <u>(注1) 保険証券</u> <u>保険契約明細書を含みます。</u> <u>(注2) 保険証券記載の物件別が住宅物件の場合</u> <u>特殊包括契約に関する特約が付帯されている保険契約では、企業財産総合保険対象明細書記載の物件種別がすべて住宅物件である場合をいいます。</u> <u>(注3)</u> 以下のいずれかの特約が付帯された場合の各特約に規定する事故 オ. からク. までの特約については、各特約第1章財産補償条項に規定する事故をいいます。 <u>(注4) 盗難・水濡れ等危険補償特約</u> 同特約第1章財産補償条項第2条（保険金を支払う場合）⑤の事故を除きます。	
		② 次のいずれかに該当する費用	

改 定 前	改 定 後
第2条（修理付帯費用保険金の支払額） （1）当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額^{（注）}に 30％を乗じて得た額または 5,000 万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。 （注）保険金額 保険金額が再調達価額（保険の対象が普通約款第1章財産補償条項第4条（保険の対象の範囲）（1）⑤、⑥または明記物件である場合は時価額とします。以下この（注）において同様とします。）を超える場合は、再調達価額とします。 （2）（1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。 第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金について、次に掲げる額を支払限度額として、普通約款第1章財産補償条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用します。 1回の事故につき、1敷地内ごとに 5,000 万円^{（注）}または修理付帯費用の額のいずれか低い額 （注）5,000 万円 他の保険契約等に、限度額が 5,000 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	ア. 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^{（注1）} イ. 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間^{（注2）}を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ. 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 エ. 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 オ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用^{（注3）}。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。 カ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用^{（注4）}および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用 キ. 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用 ^{（注1）}調査費用 被保険者またはその親族（6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。）もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下イ. において同様とします。 ^{（注2）}復旧完了までの期間 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下^{（注3）}において「復旧期間」といいます。 ^{（注3）}賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下オ. およびカ. において同様とします。 ^{（注4）}仮設物の設置費用 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。 第2条（修理付帯費用保険金の支払額） （1）当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額^{（注）}に 30％を乗じて得た額または 5,000 万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。 （注）保険金額 保険金額が再調達価額（保険の対象が普通約款第1章財産補償条項第4条（保険の対象の範囲）（1）⑤、⑥または明記物件である場合は時価額とします。以下この（注）において同様とします。）を超える場合は、再調達価額とします。 （2）（1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。 第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金について、次に掲げる額を支払限度額として、普通約款第1章財産補償条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用します。 1回の事故につき、1敷地内ごとに 5,000 万円^{（注）}または修理付帯費用の額のいずれか低い額 （注）5,000 万円 他の保険契約等に、限度額が 5,000 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

改 定 前	改 定 後
第4条（準用規定） この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款第1章財産補償条項および第4章基本条項ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。	第4条（準用規定） この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款第1章財産補償条項および第4章基本条項ならびにこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。